

社会福祉法人 豊橋市福祉事業会 評議員の報酬支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊橋市福祉事業会（以下「事業会」という。）の評議員の報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 評議員が、その職務に従事したときは、報酬を支給する。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、日額5,000円とする。

(委任)

第4条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成6年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。